

○岩手県警察官の服制に関する訓令

平成 7 年 3 月 9 日

警察本部訓令第 2 号

警 察 本 部 長

訓令の概要

この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和 38 年国家公安委員会規則第 4 号）、警察官の服制に関する細則（平成 6 年警察庁訓令第 1 号）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成 2 年警察庁告示第 1 号）その他別に定めるもののほか、岩手県警察官の服制に関し必要な事項を定めたもの。